

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業  
(畜産・酪農生産力強化対策事業のうち肉酪連携型肉用牛生産拡大システム  
構築事業)に係る公募要領

制 定 令和 2年 6月10日

第1 総則

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業(畜産・酪農生産力強化対策事業のうち肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業)に係る取組主体の公募については、この要領の定めるとおりとします。

第2 事業の内容及び取組主体の応募要件等

1 事業の内容

本事業で公募する事業の内容等は、別表1のとおりとします。

2 応募の要件

本事業における取組主体の応募要件は、次に掲げる要件を満たす協議会とします。

(1) 構成員

肉用牛経営(繁殖経営又は肥育経営)、酪農経営、子牛の哺育育成施設を中心とした畜産関係者が連携・組織した団体であること。

(2) 組織・規約等

ア 代表の定め並びに組織及び運営についての規約の定めがあり、事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有している団体であること。

イ 受益農業従事者(農業の常時従事者(原則年間150日以上)をいう。)が5名以上であること。

ウ 本事業の目的を達成するため、畜産クラスター計画に準じた目標を定めていること。

3 事業責任者(申請人)

応募に当たっては、応募団体の代表権者又は代表権者の承認を得た事業代表者を事業責任者(以下「事業責任者」という。)とし、事業責任者は、事業期間中、日本国内に居住し、事業の管理及び交付された補助金の適正な執行に関し、責任を持つことができる者であることとします。

第3 補助金の補助率

別表1に定める補助金の補助率とします。

#### 第4 事業実施期間

交付決定日～令和3年3月25日

#### 第5 補助対象経費の範囲

- 1 補助の対象となる経費は、事業の実施に直接必要な経費であって、別表2の経費であり、事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとします。
- 2 応募に当たっては、事業実施期間中における所要額を算出していただきますが、実際に交付される補助金の額は、一般社団法人全国肉用牛振興基金協会（以下「全国協会」という。）が定める（一社）全国肉用牛振興基金協会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業（畜産・酪農生産力強化対策事業のうち肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）実施要領（令和2年4月24日付け2生畜第177号承認）（以下「全国協会要領」という。）に基づく補助金交付申請の審査等に基づき決定されることとなりますので、必ずしも申請額と一致しない場合があることに留意してください。
- 3 所要額については、千円単位で計上してください。  
なお、補助金の支払いは、原則として、事業終了後の精算払いとなります。
- 4 これらの経費の使用に当たっては、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1574号農林水産事務次官依命通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業実施要領（平成28年1月20日付け27生畜第1621号農林水産省生産局長通知）、畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業補助金交付要綱（平成28年1月20日付け27生畜第1572号農林水産事務次官依命通知）及び公益社団法人中央畜産会畜産・酪農収益力強化総合対策基金等事業基金管理業務方法書（平成28年3月17日付け27年度発中畜第1401号）に定める事項に留意してください。
- 5 補助対象経費に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）があり、その金額が明らかでない場合は、これを申請額から減額して申請する必要があります。

#### 第6 申請できない経費

- 1 事業の実施に必要な経費であっても、次の経費は申請できないものとします。
  - (1) 建物等施設の建設、不動産の取得に関する経費
  - (2) 導入する設備・備品等を利用するための契約手数料、保険料等の経費
  - (3) 本事業の業務を実施するために雇用した者に支払う経費のうち、労働の対価として労働時間に応じて支払う経費以外の経費（雇用関係が生じるような月極の給与、退職金、賞与その他の各種手当）

- (4) 事業の期間中に発生した事故・災害の処理のための経費
- (5) 事業終了後も利用可能な汎用性の高い備品の購入経費
- (6) 補助対象経費に係る消費税仕入控除相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。）
- (7) 国の他の事業による補助金を受けた経費
- (8) その他当該事業の実施に関連のない経費

## 2 補助対象となる機械装置等（以下「補助対象機械装置等」という。）の扱い

補助対象機械装置等は一般に市販されているものとし、試験研究のために製造された機械装置等については補助の対象となりません。

この補助金は、単なる機器整備の導入等を目的として交付されるものではありませんので、事業実施上必要と認められない補助対象機械装置等は、補助対象外とする場合があります。

また、補助対象機械装置等は事業実施期間中及び事業終了後に適切に管理できるものに限られますので、外国から購入する場合等の計画にあつては、管理が可能であることを確認した上で申請して下さい。

## 第 7 取組主体候補者の選定

### 1 審査の方法及び手順

#### (1) 事前審査

提出された申請書類について、応募の要件（応募団体の要件、事業期間等）を満たしていないものについては、以降の審査の対象から除外されます。

#### (2) 審査委員会による審査

ア 全国協会が設置する畜産・酪農生産力強化対策事業のうち肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業に係る審査委員会（以下「審査委員会」という。）は、申請書類について審査し、取組主体となりうる候補者（以下「取組主体候補者」という。）を選定します。

イ 審査は、2の（2）に掲げる審査の観点に基づき行うこととし、必要に応じて、応募団体から提案内容・事業実施体制等についてヒアリング、問合せ又は追加資料の提出等の要求を行うことができます。ヒアリングへの参加要請については、事前に別途、通知します。

なお、ヒアリングに出席しなかった場合は、応募を辞退したものとみなします。

また、必要に応じて、技術的・専門的な知見を有する者からの意見を聴取できるものとします。

ウ 審査は非公開で行われます。また、審査委員には、委員として取得することのできた一切の情報を、委員の職にある期間だけでなく、その職を退いた

後においても第三者に漏洩しないこと、情報を善良な管理者の注意をもって管理すること等の秘密保持の遵守が義務づけられます。審査の経過は通知しません。

また、委員及び審査の過程等の問合せにも応じられませんのでご了承ください。なお、提出された申請書類等は、返却しませんので御了承ください。

## 2 取組主体候補者の決定

(1) 審査委員会において取組主体候補者を選定し、この審査結果をもって、取組主体候補者を最終決定します。

### (2) 審査の観点

審査の具体的な観点は、以下のとおりとします。

#### ア 事業の必要性

(ア) 肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築に向け、課題の抽出が具体的かつ妥当であり、地域ぐるみで解決を図ろうとする取組となっているか。

#### イ 事業の効率性

(ア) 事業計画等（事業内容、事業費等）は具体的かつ適当であるか。

(イ) 事業が遂行可能な適正な体制（人員、事業執行体制、事務処理体制、事業推進体制）が組まれているか。

#### ウ 事業の有効性

(ア) 肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築に向け、有効性のある取組となっているか。

(イ) 事業効果の波及が期待できる取組となっているか。

### (3) 審査結果の通知等

審査の結果（採択又は不採択）については、取組主体候補者を最終決定次第、速やかに応募団体に対して個別に通知します。

採択の通知については、補助金交付の候補となったことをお知らせするもので、補助金の交付は、別途、必要な手続きを経て、正式に決定されることになります。

## 第8 事業の実施

本事業は、全国協会要領に従い事業を実施していただくこととなります。

## 第9 重複申請等の制限

応募団体が、次のいずれかに該当する場合は、審査の対象から除外され、採択の決定又は補助金の交付が取り消されるものとします。

### 1 重複申請

同一の内容で、既に農林水産省又は他省庁等の補助金等を受けている場合又は採択が決定している場合は、応募することができません。

### 2 不正行為に対する是正措置

全国協会要領の第12の規定に基づき、不正行為に対する是正措置等を求めている者については、応募することができません。

#### 第10 補助金の交付に必要な手続等

- 1 第7の2の(3)による採択通知を受けた取組主体候補者は、全国協会要領に基づき補助金交付申請を行うこととなります。
- 2 また、事業実施終了後、全国協会要領に基づき事業実績報告書に必要書類を添付し提出していただきます。その後、提出された事業実績報告書等を全国協会において審査し、実際に使用された経費について補助金の額を確定した後、補助金の額の確定通知書を送付するとともに補助金を支払うこととします。

#### 第11 採択後の取組主体の責務等

補助金の交付決定を受けた取組主体は、事業の実施及び交付される補助金の執行に当たって、以下の条件を守らなければならないものとします。

##### 1 事業の推進

取組主体は、全国協会要領を遵守し、事業の推進全般についての責任を持たなければならないものとします。

特に、補助金交付申請書（採択決定後、補助金の交付を受けるために提出することとなっている申請書）の作成、計画変更に伴う各種承認申請書の提出、定期的な報告書の提出等については、適切かつ遅滞なく行うものとします。

##### 2 補助金の経理管理

交付を受けた補助金の経理管理に当たっては、次の点に留意する上、経理管理を行うものとします。

- (1) 本補助金は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び農林水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）が適用されます。

- (2) 取組主体は、全国協会会長の承認を受け、交付された補助金の一部を委託先に委託費として交付することができます。

ただし、この場合、取組主体は、事業全体の責任者として、委託先における補助金の経理管理状況について、定期的に報告等を求めるなど、補助金の交付の条件に違反することにならないようにするとともに、補助金全体の適切かつ円滑な経理管理が行われるようにしなければなりません。

- (3) 取組主体は、補助金の経理管理状況を常に把握するとともに、補助金の使用に当たっては、諸規定の趣旨に従い、公正かつ最少の費用で最大の効果があげられるように経費の効率的使用に努めるものとします。

- (4) 補助金を受けた取組主体は、補助金の経理管理（預金口座の管理、会計帳簿への記帳・整理保管など）を当該団体の会計部局等において実施するものとします。

### 3 フォローアップ

全国協会は、事業実施期間中、初期の目的が達成されるよう取組主体に対し、事業実施上必要な指導・助言等を行うとともに、事業の進捗状況について必要な調査（現地調査を含む。）を行うことがあります。

また、事業実施期間中における事業の進捗状況及び交付を受けた補助金の使用状況についての報告を取組主体にお願いすることがあります。

### 4 取得財産の管理

事業により取得した設備等の財産の所有権は、取組主体又は受益者に帰属します。

ただし、財産管理、処分等に関しては、次のような制限があります。

(1) 事業により取得した財産又は効用の増加した財産については、事業終了後も善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って効果的な運用を図らなければなりません。

(2) 事業により取得し、又は効用の増加した財産のうち1件当たりの取得価額が50万円以上の財産については、補助事業等により取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年5月23日20経第385号）に規定する処分の制限を受ける期間において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供する必要がある時は、全国協会を通じて、事前に農林水産省と協議するものとします。

なお、その際、交付を受けた補助金の額を限度として、その全部又は一部を農林水産省に納付していただくことがあります。

### 5 事業成果等の報告及び発表

事業により得られた成果及び交付を受けた補助金の使用結果については、補助事業終了後に必要な報告を行わなければならないものとします。

また、全国協会は報告のあった成果を、取組主体の承諾を得て公表できるものとします。

事業により得られた事業成果については、農業関係者、国内外の学会、マスコミ等に広く公表し、積極的に事業成果の公開・普及に努めるものとします。

また、事業終了後に得られた成果についても、必要に応じて発表するものとします。なお、新聞、図書、雑誌論文等による事業成果の発表に際しては、事業による成果であること、論文の見解が農林水産省及び全国協会の見解でないことを必ず明記し、公表した資料については、全国協会を経由して農林水産省へ提出するものとします。

### 6 その他

その他、全国協会の定めるところにより義務が課せられることがあります。

## 第12 応募手続

### 1 応募書の記載内容

- (1) 「畜産・酪農生産力強化対策事業（肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）応募書」を作成し、必要部数を以下の提出期間内に提出してください。
- (2) 「畜産・酪農生産力強化対策事業（肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）応募書」は、様式1から3によって構成されます。

### 2 応募方法

#### (1) 提出期間

令和2年10月1日（木）～令和2年10月29日（木）

#### (2) 提出先・問合せ先

提出先：〒113-0033

東京都文京区本郷1-34-3 後樂園SAJビル6階  
一般社団法人全国肉用牛振興基金協会 あて

問合せ先：一般社団法人全国肉用牛振興基金協会 事業部 あて

電話：03-5801-0773

FAX：03-5801-0774

電子メール：shinko（アットマーク）nbafa.or.jp

※スパムメール対策のため（ ）の@は省略しています。

ただし、問合せについては、（月）～（金）（祝祭日を除く。）

午前9時00分～午後5時45分（正午～午後12時45分を除く。）と  
します。

#### (3) 提出書類及び部数

以下のア～エの書類を1つの封筒に入れ、“畜産・酪農生産力強化対策事業（肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）応募書在中”と表に朱書きをして提出してください。

なお、提出書類は、返却しません。

ア 「畜産・酪農生産力強化対策事業（肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）応募書」（様式1～3）8部（正1部、副7部）

イ 取組主体概要（民間企業：会社経歴（概要）、直近の総会資料（財務諸表等の添付資料、公益法人等：定款（又は規約）・寄付行為、業務方法書、決算報告書等） 1部

ウ 受付確認用返信はがき（官製はがき） 1部

エ 応募書類チェックシート（別紙） 1部

※ 応募書類の提出は、原則として「郵送又は宅配便（バイク便を含む。）」とし、やむを得ない場合には、「持参」も可能としますが、「FAX」又は「電子メール」による提出は受け付けません。

※ 応募書類を郵送する場合は、簡易書留・配達記録等を利用し、配達されたことが証明できる方法によって、提出期間内に必着するようにしてください。

※ 提出期間内に到着しなかった申請書類は、いかなる理由があろうとも無効となります。

また、書類に不備がないよう、この応募要領を熟読のうえ、注意して記入してください。（申請書類のフォーマットは変更しないでください。）

※ 申請書類はパソコンのワープロソフトを用いて作成し、印字した文書を提出してください（様式は全国協会ホームページからダウンロードできます。）

様式は、必ず日本工業規格A4サイズの内紙を使用し、両面印刷で提出してください。様式1～3については、この順に一括して左側2か所のホッチキス止めとし、ページ中央下段に通し番号を付けてください。

※ 応募のために提供いただく個人情報、適切な管理の下、公募審査のためのみ使用し、それ以外の目的では使用しません。

### 第13 その他

公募開始後に事情により事業の中止や事業内容の変更がある場合がありますのでご了承ください。



別表1 令和2年度畜産・酪農生産力強化対策事業（肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）

| 事業の内容   | 事業の要件   | 補助率  |
|---|---|--|
| <p>1 計画等の策定<br/>肉用牛の生産拡大を図るために必要な和牛受精卵の生産、和牛受精卵移植による酪農経営由来の和子牛の生産、子牛の哺育育成施設による効率的な管理及び畜産経営における利用等に関する利用計画等を策定する取組</p> | <p>1 左記の事業の計画内容は、次の内容を含むものとし、本事業の計画を確実に実行するための年度計画や、長中期的な計画に係るものとし、</p> <p>(1) 酪農経営における和牛受精卵の移植計画。<br/> (2) (1) で生産された子牛の哺育・育成計画。<br/> (3) (2) で育成された子牛の地域内における利用（肉用牛経営への斡旋販売等）計画。<br/> (4) (1) の計画を実現するために必要な契約や取り決め等。<br/> (5) その他、本事業遂行のために必要な計画。</p>  | <p>定額</p>                                    |
| <p>2 優良繁殖雌牛の供卵牛利用促進<br/>優良な和牛受精卵を採取するため、和牛繁殖経営が、受精卵採取用の供卵牛としての優良な繁殖雌牛の供出を拡大する取組</p>                                   | <p>2 左記の事業の要件は以下の要件を満たすものとし、</p> <p>(1) 供卵牛の和牛の品種は、黒毛和種、褐毛和種、日本短角種及び無角和種のいずれかであること。<br/> (2) 当該供卵牛は、家畜改良増殖法第32条の2第1項の承認を受けた者（以下「登録団体」という。）が定める供卵牛としての要件を満たしていること。<br/> (3) 採卵の手法は、体内受精卵の採取とし、1頭当たり2回以上実施すること。<br/> (4) 黒毛和種にあっては以下の要件を満たすものとし、</p> <p>ア 当該供卵牛の産肉能力のうち脂肪交雑の推定育種価又は期待育種価（以下「育種価」という。）並びに枝肉重量、ロース芯面積、バラ厚、皮下脂肪厚及び歩留基準値のうち1つ以上の育種価が、当該供卵牛が飼養される都道府県等又は対象牛が生産された都道府県等の育種価の上位2分の1以上であること。<br/> イ 受精卵を採取するために交配する種雄牛は、全国協会要領に定める基準を満たすものであること。</p> <p>(5) その他の品種にあっては、当該繁殖雌牛の産肉能力のうち、枝肉重量の育種価又は期待育種価が上位2分の1以内であること。</p> | <p>定額<br/>供卵牛1頭当たり<br/>40千円を上限と<br/>します。</p> |
| <p>3 和牛受精卵の生産拡大<br/>(1) 和牛受精卵の増産<br/>和牛受精卵を確保するため、家畜人工授精所が、和牛受精卵の生産を拡大</p>  | <p>3 左記の事業の要件は以下の要件を満たすものとし、</p> <p>(1) 和牛受精卵の増産<br/> ア 受精卵は、登録団体が定める登記及び登録の要件を満たすものであること。<br/> イ 受精卵の父となる種雄牛は全国協会要領の基準を満たすものであること。</p>   | <p>定額<br/>受精卵1個当たり<br/>3千円を上限と<br/>します。</p>  |

|  |   |  |
|--|---|--|
| <p>する取組</p> <p>(2) 受精卵生産機器等の整備<br/>(1)に取り組む家畜人工授精所が、和牛受精卵の生産を拡大するために必要な機械・設備等を導入又は貸付する取組</p> <p>4 酪農経営から和牛繁殖経営への円滑移行<br/>(1) 受精卵移植による和牛生産<br/>酪農経営の中止を計画する経営体が、和牛繁殖経営へ円滑に移行するため、和牛受精卵の移植により和牛繁殖雌牛を計画的に確保する取組</p> <p>(2) 繁殖牛舎の補改修<br/>(1)に取り組む経営体が、既存施設を和牛繁殖経営に適した施設に補改修するために必要な機材等を導入する取組</p> <p>5 和牛受精卵産子の哺育育成体制の整備<br/>子牛の哺育育成施設が、酪農経営</p> | <p>ウ 受精卵は、受精後6日から8日までのものであること。<br/>エ 受精卵の発育ステージは、桑実胚から拡張胚盤胞までのものであること。<br/>オ 受精卵の品質は、85%以上が正常であること。<br/>カ 補助の対象となる受精卵の個数は、受精卵を生産する家畜人工授精所毎に前年度からの増加分であること。</p> <p>4 左記の事業の要件は以下の要件を満たすものとします。</p> <p>(1) 受精卵移植による和牛生産<br/>ア 受精卵の品種は、和牛であること。<br/>イ 受精卵は、登録団体が定める登記及び登録の要件を満たすものであること。<br/>ウ 受精卵を移植する受卵牛は乳用種であること。<br/>エ 受精卵移植は、登録団体が登記等を行うことができる手法により行うこと。<br/>オ 当該受精卵移植により得られた産子が雌であった場合は、登録団体により登記・登録を受け、繁殖牛として自家保留すること。ただし、発育不良や損徴(異毛色、白斑、奇形等)等により繁殖牛として適さないと判断された場合及び増頭計画を超えた生産があった場合等は、肥育等に仕向けることもできることとします。</p> <p>(2) 繁殖牛舎の補改修<br/>酪農経営の飼養施設を和牛繁殖向けとするために必要な機械・設備等の導入及び設置にかかる補改修であることとします。</p> <p>5 左記の事業の取組の要件は、酪農経営で生産された和牛の産子を受け入れるに当たり、効率的な哺育育成をするために必要な機械・設備等の導入及び設置にかかる補改修であることとします。</p> | <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内<br/>① 和牛受精卵移植する雌牛1頭当たり70千円を上限とします。<br/>② 和牛受精卵(性別)移植する雌牛1頭当たり100千円を上限とします。</p> <p>1 / 2 以内</p> <p>1 / 2 以内</p> |
|--|---|--|

|  |  |  |
|--|--|--|
| で生産された和牛受精卵産子等を受け入れるに当たり、効率的に哺育・育成するために必要な機材等を導入又は貸付する取組 |  |  |
|--|--|--|

## 別表 2

## 補助対象経費

事業に要する経費は、次の費目ごとに整理することとする。

| 費目  | 細目           | 内容   | 備考  |
|-----|--------------|--|---|
| 事業費 | 会場借料         | 事業を実施するために直接必要な会議、研修会、講習会等を開催する場合の会場費として支払われる経費  |   |
|     | 通信運搬費        | 事業を実施するために直接必要な郵便代、運送代及びデータ通信の経費   | ・切手は物品受払簿で管理すること                                    |
|     | 借上費          | 事業を実施するために直接必要な実験機器、事務機器等の借り上げ経費   |   |
|     | 印刷製本費        | 事業を実施するために直接必要な資料等の印刷に係る経費   |   |
|     | 原材料費         | 事業を実施するために直接必要な材料の経費   | ・原材料は物品受払簿で管理すること<br>・技術実証主体が試作品の開発や施設を改修する場合の費用も含む |
|     | 消耗品費         | 事業を実施するために直接必要な以下の経費<br>・短期間（補助事業実施期間内）又は一度の使用によって消費され、その効用を失う少額な物品の経費<br>・CD-ROM等の少額な記録媒体<br>・試験等に用いる少額な器具等 | ・消耗品は物品受払簿で管理すること                                   |
|     | 薬品費          | 事業を実施するために直接必要な試薬、検査キット等の経費  | ・薬品は物品受払簿で管理すること                                    |
|     | 光熱水費         | 事業を実施するために直接必要な電気、ガス、水道料金の経費（ただし、基本料金は除く。）   |   |
|     | データ収集・処理・分析費 | 事業を実施するために直接必要なデータの収集・処理・分析に費用な人件費   |   |

|    |              |  |   |
|----|--------------|--|---|
|    | 受精卵生産機器導入等整備 | 受精卵の生産をする施設を設置するために必要な器具及び機材の導入又はリース物件の取得等に係る経費（※注）          | ・取得単価が50万円以上の機械及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること |
|    | 受精卵導入費       | 酪農経営から繁殖経営に移行するための和牛受精卵の購入費、受精卵移植技術に係る経費                     |   |
|    | 牛舎改修整備       | 酪農経営から繁殖経営に移行するための牛舎の改修整備に必要な器具及び機材の導入又はリース物件の取得等に係る経費（※注）   | ・取得単価が50万円以上の機械及び器具については、見積書（原則3社以上、該当する設備備品を1社又は2社のみが扱っている場合を除く。）やカタログ等を添付すること |
|    | 哺育育成体制整備     | 酪農経営から生産される和牛子牛の効率的な育成に必要な器具及び機材の導入又はリース物件の取得等に係る経費（※注）      |   |
| 旅費 | 調査員旅費        | 事業を実施するために直接必要な資料収集、各種調査、打合せ、成果発表等の実施に必要な経費                  |   |
|    | 委員旅費         | 事業を実施するために直接必要な会議の出席又は技術指導等を行うための旅費として、依頼した専門家に支払う経費         |   |
|    | 講師旅費         | 研修会等を開催するために依頼した専門家に支払う経費                                    |   |
| 謝金 | 謝金           | 事業を実施するために直接必要な資料整理、補助、専門的知識の提供、資料の収集等について協力を得た人に対する謝礼に必要な経費 | ・謝金の単価の設定根拠となる資料を添付すること<br>・事業実施主体、取組主体、技術普及主体、技術実証主体に従事する者に対する謝金は認めない。         |
|    | 原稿料          | マニュアル等の作成に必要な原稿執筆に対する謝礼に必要な経費                                |   |

|         |          |   |  |
|---------|----------|---|--|
| 賃金      |          | 事業を実施するために直接必要な業務を目的として本事業を実施する民間団体等が雇用した者に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）の経費 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること</li> <li>・補助事業従事者別の出勤簿及び作業日誌を整備すること</li> </ul>   |
| 委託費     |          | 本事業の交付目的たる事業の一部（例えば、事業の成果の一部を構成する調査の実施、取りまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費       | <ul style="list-style-type: none"> <li>・委託を行うに当たっては、第三者に委託することが必要かつ合理的・効果的な業務に限り実施できるものとする</li> <li>・補助金の額の 50%未満とすること</li> <li>・事業そのもの、または事業の根幹を成す業務の委託は認めない</li> </ul> |
| 役務費     |          | 事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り立たない分析、試験、加工等を専ら行う経費                 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術実証主体が試作品の製作・加工について、他者に設計図を示して製作・加工を行ってもらう場合の費用を含む。</li> </ul>  |
| 雑 役 務 費 | 奨励金（供卵牛） | 和牛繁殖雌牛の供卵牛としての供用に協力する和牛繁殖経営に対し交付する奨励金                                 |  |
|         | 奨励金（受精卵） | 和牛受精卵の増産に協力する家畜人工授精所に対し交付する奨励金  |  |
|         | 手数料      | 事業を実施するために直接必要な謝金等の振り込み手数料  |  |
|         | 印紙代      | 事業を実施するために直接必要な委託の契約書に貼付する印紙の経費                                       |  |
|         | 社会保険料    | 事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う社会保険料の事業主負担分の経費                               |  |
|         | 通勤費      | 事業を実施するために直接新たに雇用した者に支払う通勤の経費   |  |

(※注) 基礎工事、施設の増築、既存施設の更新、改修に伴う撤去した資材の処分及び消耗品に係る費用は認めない。

- 1 賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。
- 2 上記欄の経費であっても以下の場合にあっては認めないものとする。
  - (1) 本事業で得られた機械や成果物を有償で配布した場合
  - (2) 補助事業の有無にかかわらず取組主体で具備すべき備品・物品等の購入及びリース・レンタルの場合。

様式 1

|      |
|------|
| 受付番号 |
|      |

(記入しないでください)

令和 2 年度畜産・酪農生産力強化対策事業  
(肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業) 応募書

番 号  
年 月 日

一般社団法人全国肉用牛振興基金協会  
会 長 殿

住 所  
団体名  
代表者名 印

令和 2 年度において畜産・酪農生産力強化対策事業（肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業）を実施したいので、下記のとおり関係書類を添えて応募します。

記

1 応募団体の概要

- (1) 沿革（設立、名称変更、合併等）
- (2) 設立の目的
- (3) 事業（定款等に規定された応募団体の主な事業）
- (4) 構成員（出資者、株主等）（令和〇〇年〇月〇日現在）

(応募団体の概要を定款等に規定された内容に基づき、簡潔に記入してください。)

2 事業実施計画書

別添様式 2 及び様式 3 のとおり



### 3 連絡先等

|       |          |   |   |   |
|-------|----------|---|---|---|
| 連 絡 先 | フ        | リ | ガ | ナ |
|       | 担        | 当 | 者 | 名 |
|       | 所        | 属 | 部 | 署 |
|       | 職        |   |   | 名 |
|       | 郵        | 便 | 番 | 号 |
|       | 住        |   |   | 所 |
|       | T        | E | L |   |
| F     | A        | X |   |   |
|       | Eメールアドレス |   |   |   |

(注)連絡先の住所が応募団体の住所と同一の場合は、「応募団体に同じ」としてください。

## 様式2

### 令和2年度畜産・酪農生産力強化対策事業 (肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業) 計画書

応募団体（取組主体）：

#### 1 事業の概要

どういう場所で（所在地等）、どういう事業目的、事業内容で計画しているのかを簡潔に記載。

#### 2 事業の必要性

事業を実施する地域において、肉酪連携型肉用牛生産拡大システムを構築するための課題及び解決のための取組計画を具体的に記載。

#### 3 事業の効率性

効率的な事業執行のための事業計画の工夫や執行体制等について具体的に記載。

#### 4 事業の有効性

事業の実施によってもたらされる効果及び普及のための取組み等について具体的に記載。

#### 5 成果目標

| 評価年度 | 成果目標の内容 | 成果目標値 | 検証方法 |
|------|---------|-------|------|
|      |         |       |      |

（注）本欄には、取組主体が行う評価の内容等を記載すること。

なお、成果目標値の評価は、事業実施年度末日として設定するものとする。

6 事業の内容

(1) 計画等の策定

| 項目 | 事業の内容及び計画 |
|----|-----------|
|    |           |

(2) 優良繁殖雌牛の供卵牛利用促進

| 項目 | 事業の内容及び計画 |
|----|-----------|
|    |           |

(注) 奨励金額は、供卵牛1頭当たり40,000円以内とすること。

(3) 和牛受精卵の生産拡大

ア 和牛受精卵の増産

| 項目 | 事業の内容及び計画 |
|----|-----------|
|    |           |

(注) 1 実施箇所(家畜人工授精所)ごとに記載すること。

2 奨励金額は、受精卵1個当たり3,000円以内とすること。

イ 受精卵生産機械等の整備

| 項目 | 導入方式 | 事業の内容及び計画 |
|----|------|-----------|
|    |      |           |

(注) 1 整備箇所ごとに導入する機械の台数等をまとめて記載すること。

2 導入方式は、「購入」又は「リース」を記入すること

(4) 酪農経営から和牛繁殖経営への円滑移行

ア 受精卵移植による和牛生産

| 項目 | 事業の内容及び計画 |
|----|-----------|
|    |           |

(注) 頭数は移植頭数(実頭数)を記入すること。

イ 繁殖牛舎の補改修

| 項目 | 導入方式 | 事業の内容及び計画 |
|----|------|-----------|
|    |      |           |

(注) 1 整備箇所ごとに導入する機械の台数等をまとめて記載すること。  
2 導入方式は、「購入」又は「リース」を記入すること

(5) 哺育育成体制の整備

| 項目 | 導入方式 | 事業の内容及び計画 |
|----|------|-----------|
|    |      |           |

(注) 1 整備箇所ごとに導入する機械の台数等をまとめて記載すること。  
2 導入方式は、「購入」又は「リース」を記入すること。

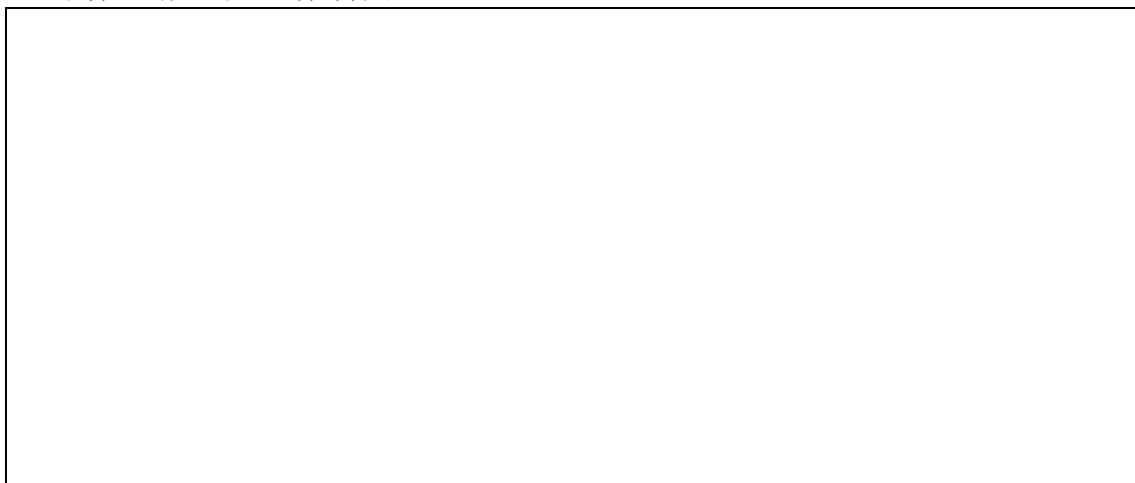
7 受益を受ける経営体

| 市町村名 | 受益を受ける経営体<br>(氏名又は法人名) | 品種 | 繁殖雌牛の飼養頭数<br>(応募書提出時現在) | 経営形態 | 備考 |
|------|------------------------|----|-------------------------|------|----|
|      |                        |    |                         |      |    |
|      |                        |    |                         |      |    |
|      |                        |    |                         |      |    |

8 受益を受ける家畜人工授精所

| 市町村名 | 受益を受ける<br>家畜人工授精所名 | 令和元年度<br>受精卵生産実績数 | 令和2年度<br>受精卵予定生産数 | 備考 |
|------|--------------------|-------------------|-------------------|----|
|      |                    |                   |                   |    |
|      |                    |                   |                   |    |
|      |                    |                   |                   |    |

## 9 事業の推進実施体制図



(注) 推進体制を模式図等により簡潔に記載すること。

### 10 添付資料

- (1) 都道府県と協議を終えた（今後、協議予定を含む）クラスター計画書又はそれに準じた取組計画書
- (2) 事業概要図  
事業概要等の計画を説明するポンチ絵。
- (3) 肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築に関する資料等（必要に応じて添付）  
計画等の策定に関する具体的資料。  
和牛受精卵の増産・移植頭数の増加に関する資料。  
供卵牛の利用促進に関する資料。  
家畜人工授精所に関する資料。  
酪農経営から和牛繁殖経営への円滑移行に関する資料。  
受精卵生産機器等、繁殖牛舎の補改修に要する機械・設備等、和牛受精卵産子の哺育育成体制の整備に要する機械・設備等に係るカタログ、知見データ等。
- (4) 位置図  
関係市町村、事業参加予定者及び応募団体の位置。
- (5) その他  
事業計画の説明及び審査の観点に資する資料。

様式3

令和2年度畜産・酪農生産力強化対策事業(肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業)積算根拠

応募団体:

| 区分   | 令和2年度 |    |         | 補助率   | 負担区分 |     |      | 備考                      |
|--|-------|----|---------|-------|------|-----|------|-------------------------|
|  | 員数    | 単価 | 金額      |       | 事業費  | 補助金 | 取組主体 |                         |
| 1 計画等の策定   |       |    | 円<br>千円 | 定額    | 千円   | 千円  | 千円   |                         |
| 2 優良繁殖雌牛の供卵牛利用促進                                   |       |    |         | 定額    |      |     |      | 供卵牛1頭当たり40千円を上限とする。     |
| 3 和牛受精卵の生産拡大<br>(1)和牛受精卵の増産                        |       |    |         | 定額    |      |     |      | 受精卵1個当たり3千円を上限とする。      |
| (2)受精卵生産機器等の整備                                     |       |    |         | 1/2以内 |      |     |      |                         |
| 4 酪農経営から和牛繁殖経営への円滑移行<br>(1)受精卵移植による和牛生産<br>ア 和牛受精卵 |       |    |         | 1/2以内 |      |     |      | 移植する雌牛1頭当たり70千円を上限とする。  |
| イ 和牛受精卵(性判別)                                       |       |    |         |       |      |     |      | 移植する雌牛1頭当たり100千円を上限とする。 |
| (2)繁殖牛舎の補改修  |       |    |         | 1/2以内 |      |     |      |                         |
| 5 和牛受精卵産子の哺育育成体制の整備                                |       |    |         | 1/2以内 |      |     |      |                         |
| 計  |       |    |         |       |      |     |      |                         |

※「区分」欄に記載の内容は例記。

別紙

令和2年度畜産・酪農生産力強化対策事業  
 (肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業) 応募書類チェックシート

応募書類の内容チェック

| 応募者<br>チェック欄             | 様式  | 申請書類   | 提出<br>部数 | 協会チェック<br>欄(※)           |
|--------------------------|-----|--|----------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> |     | 応募書類チェックシート(本紙)  | 1部       | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | 様式1 | 令和2年度畜産・酪農生産力強化対策事業<br>(肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業) 応募書                        | 8部       | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | 様式2 | 令和2年度畜産・酪農生産力強化対策事業<br>(肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業) 計画書                        | 8部       | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | 様式3 | 令和2年度畜産・酪農生産力強化対策事業<br>(肉酪連携型肉用牛生産拡大システム構築事業) 積算根拠                       | 8部       | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> |     | 団体概要(民間企業:会社経歴(概要)、直近の総会資料(財務諸表等の添付資料)、公益法人等:定款(又は規約)・寄付行為、業務方法書、決算報告書等) | 1部       | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> |     | 受付確認用返信はがき(官製はがき)  | 1部       | <input type="checkbox"/> |

| 応募者<br>チェック欄             | 提出形状         | 備考                                 |
|--------------------------|--------------|------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> | 両面印刷         | 様式1～3は1部ずつ一綴りにし、左の手法を用いてとりまとめ願います。 |
| <input type="checkbox"/> | ページ番号(通し番号)  |                                    |
| <input type="checkbox"/> | ホチキス止め(左2箇所) |                                    |

- (注) 1. 書類について漏れがないかチェックのうえ、本紙も提出してください。  
 2. 協会チェック欄(※)には記入しないでください。